

京都市教育委員会教育長告示第 17 号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第 4 条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館に置く子育て図書館を次のとおり臨時に休館します。

平成 17 年 12 月 16 日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

臨時に休館する日 平成 18 年 3 月 7 日から同月 10 日まで

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)